

千葉県病院局医療安全監査委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 千葉県立病院（千葉県がんセンター、~~千葉県総合救急災害医療センター~~~~千葉県救急医療センター~~、~~千葉県精神科医療センター~~、千葉県こども病院、千葉県循環器病センター、千葉県立佐原病院に限る。以下「県立病院」という。）における医療安全管理体制の強化を図るため、千葉県病院局（以下「病院局」という。）内に千葉県病院局医療安全監査委員会（以下「医療安全監査委員会」という。）を設置する。

なお、医療安全監査委員会は地方公営企業法第14条の規定に基づき条例により設置される附属機関の性質を有しない。

（所掌事務）

第2条 医療安全監査委員会は、次に掲げる各号の事務を所掌する。

- （1）県立病院における医療安全管理体制に関する状況等について、病院長から報告を求め、必要に応じて県立病院に立ち入る等して、確認を実施すること。
- （2）医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう、病院局長及び病院長に対して意見を表明すること。
- （3）第1号及び第2号の業務に係る実施結果の公表に関すること。
- （4）病院局の内部通報事案（医療安全管理の適正な実施に疑義が生じた場合等の情報提供に限る。）への対応や調査結果、是正措置等に関して意見を表明すること。
- （5）その他、県立病院における医療安全の推進に関して意見を表明すること。

（組織）

第3条 医療安全監査委員会は、7名以内の委員をもって構成し、委員は医療安全や法律等に関する専門的知識及び優れた見識を有する者を病院局長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（会議）

第4条 医療安全監査委員会の会議は、病院局長が招集する。

- 2 やむを得ない事情により委員の招集が困難である場合は、書面又はウェブにより会議を開催することができる。
- 3 病院局長は、必要に応じて医療安全監査委員会の所掌事務に関し、委員以外の者の参加を求めることができる。

（会長）

第5条 医療安全監査委員会に会長を置き、会長は医療安全監査委員会を総括する。

- 2 会長は委員の互選により選出し、任期は2年とする。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(守秘義務)

第6条 委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

- 2 委員以外の者に参加を求めた場合は、当該参加者についても医療安全監査委員会の所掌事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 医療安全監査委員会の事務局は、病院局経営管理課医療安全安心推進室に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、医療安全監査委員会に関し必要な事項は、病院局長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年8月5日から施行する。

(委員任期)

- 2 平成28年8月5日に就任した委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附則

この要綱は、令和2年8月20日から施行する。

この要綱は、令和5年●月●日から施行する。